

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七十二号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第六号の表中

福祉医療部総務課	福祉医療部	を
福祉保険部総務課	福祉保険部	に

改める。

第六条の表第三号中ウを削り、同表第五号中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療政策局薬務・衛生課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。